

議案番号	件 名											
提案課名	内 容											
議案第 4 7 号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について											
クリーンセンター	<p><b>【関係法令】</b>            廃棄物の清掃及び処理に関する法律、地方自治法            三田市市政への市民参加条例</p> <p><b>【改正趣旨】</b>            三田市一般廃棄物処理基本計画策定に関する調査審議を行うため、附属機関として三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会を設置するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>            次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="text-align: center;">附属機関の名称</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> <th style="text-align: center;">委員定数</th> <th style="text-align: center;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会</td> <td style="text-align: center;">市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">10 人以内</td> <td style="text-align: center;">諮問に係る審議が終了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日</p>		附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	市長	三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10 人以内	諮問に係る審議が終了するまで
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期								
市長	三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10 人以内	諮問に係る審議が終了するまで								